

島根原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-87
提出年月日	2023年2月13日

島根原子力発電所2号炉

原子力安全文化の育成および維持活動 体制の見直しについて

2023年2月
中国電力株式会社

1. はじめに

原子力安全文化の育成および維持について更なる改善を図るため、原子力安全文化の育成および維持活動の体制を電源事業本部に一元化するとともに、原子力部門全体への監視・評価機能を強化することを、島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に規定する。

2. 原子力安全文化の育成および維持活動の変遷

(1) 原子力安全文化醸成活動体制の構築

当社は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」（2007年8月9日公布）に従い、2007年12月14日、保安規定に第2条の3（安全文化の醸成）を追加、保安規定第5条（保安に関する職務）を変更し、原子力安全文化醸成活動体制を構築した。この体制において、社長が定める「原子力安全文化醸成方針」に基づき、「原子力安全文化醸成活動推進者」である電源事業本部長が原子力安全文化醸成活動方針を策定して本社原子力部門および島根原子力発電所へ通達し、電源事業本部部長（原子力品質保証）は原子力安全文化醸成活動の取りまとめ総括業務を担当することとした。各組織は、電源事業本部長の通達のもと、それぞれで原子力安全文化醸成活動を立案実施してきた。（添付資料（1）第1-1図および第1-1表）

(2) 島根原子力発電所保守管理不備問題への取組み（原子力強化プロジェクトの設置）

2010年1月22日、島根原子力発電所における保守管理の不備（以下「点検不備問題」という。）が発覚し、組織・風土に関して、「報告する文化」、「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたことを原子力安全文化醸成に関する課題として特定した。2010年6月29日、この対策として、社長直属の「原子力強化プロジェクト」を島根原子力発電所在勤として設置し、これらの課題への対応を行うこととした。また、社外の第三者の視点から幅広い意見を聞くための「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、その事務局である原子力強化プロジェクトは、有識者会議の意見・提言を踏まえて課題解決の施策を立案し、電源事業本部へ指示する体制に変更した。これにより、電源事業本部長は、この原子力強化プロジェクトの指示を踏まえた原子力安全文化醸成活動方針を策定して本社原子力部門および島根原子力発電所へ通達する仕組みとなった。

また、2010年6月15日に経済産業大臣から発出された点検不備問題に対する保安規定変更命令（添付資料（2））の6項目のうち、「6. 安全文化を醸成する活動の取組の強化」に対応するため、2010年9月7日に保安規定第2条の3を変更し、有識者会議の設置や原子力強化プロジェクトの設置、電源事業本部長が健全な安全文化醸成を推進するための活動を統括すること、原子力強化プロジェクト長が有識者会議への対応を含む安全文化の醸成に関する課題への対応業務を統括することなどを規定した。

（添付資料（1）第1-2図および第1-2表）

これらの原子力安全文化醸成に関する課題への取り組みにより、原子力安全文化の醸成活動は電源事業本部の日常業務（CAP活動など）として定着しており、原子力安全文化意識調査結果などからも、原子力安全文化の意識も社員に浸透してきているものと評価している。2013年7月31日開催の「平成25年度第17回原子力規制委員会」での「平成25年度第1四半期の保安検査の実施状況について」の報告においても、「事業者が再発防止対策で構築した仕組みにより保守管理が適切に継続実施され、点検時期超過等の不備が発生しておらず、事業者が計画した再発防止への取り組みが機能した状態で定着したものと判断できる。」とされている。これらのことから、原子力強化プロジェクトの当初目的である原子力安全文化の醸成等に関する課題の対応（当社社員の意識改善等）は達成したものと評価し、原子力強化プロジェクトのあり方を含め、原子力安全文化の醸成活動の体制の見直しについて検討を行ってきた。

（3） 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる流量計問題への対応

2015年6月25日、島根原子力発電所において担当者が低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録の写しを不正に作成したこと（以下「LLW流量計問題」という。）が判明した。当該担当者が不正な行為を行ったことの原因分析にあたっては、「当社が点検不備問題に対する再発防止対策に取り組んでいるにも関わらず、不正事案が発生した。」を問題点ととらえ、検証した。その結果、原子力安全文化意識調査の結果からも社員全体の原子力安全文化に対する意識の向上傾向が見られることから、これまでの原子力安全文化醸成活動の取り組みが効果的だと評価できるものの、「報告する文化」、「常に問いかける姿勢」の意識が一人ひとりにまで十分に浸透していなかったことが、原因のひとつであると特定した。そのため、再発防止対策としても、これまでの原子力安全文化醸成活動を継続実施する中において、一人ひとりの認識を向上させていくための取り組みを策定・実施することとした。

2017年3月31日にはLLW流量計問題に関する中期的な対応も含めた再発防止対策の実施が完了し、2017年4月1日からその運用を開始した。以降、自己評価によりその有効性の確認を行い、第三者（有識者会議等）の評価を受け、平成29年度第1回保安検査結果の総合評価では、「保安規定違反（監視）に係る改善措置の実施状況については、管理対象を明確にし、再発防止を図るためのシステムは構築できたことから、今後は、さらなる有効性を評価し、継続的にPDCAサイクルを回していることを保安調査等において確認していく。」とされている。これらのことから、2018年2月に、LLW流量計問題に対する再発防止対策は、全て有効に機能して日常業務として定着したと評価し、以後は日常業務の仕組みの中でPDCAを回して自律的かつ継続的な改善を図ることとした。

(4) サイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案への対応

2020年2月18日、島根原子力発電所の巡視業務の一部を委託している協力会社において、サイトバンカ建物の巡視業務に関して、巡視していないにも係らず、巡視を実施したとする記録を作成し報告を行っていたこと（以下「サイトバンカ問題」という。）が判明した。原因分析の結果、「協力会社に対するコンプライアンス最優先および原子力安全文化の意識の浸透についての活動への要求が十分ではなく、協力会社の自主的・協力的な取り組みに委ねる形になっていた。」ことを要因のひとつと特定し、その対策として、2020年12月1日から、保安業務を委託している協力会社に対しても当社と同等の原子力安全文化の育成および維持活動を求めることとした。

さらに、原子力部門と協力会社に対する原子力安全文化の状態に対する監視・評価がなかったことも背後要因として特定し、その対策として、原子力部門と協力会社を含む原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うため、2021年7月1日に電源事業本部（原子力品質保証）にマネージャー以下の組織として監視評価グループを設置し、同年9月から島根原子力発電所と協力会社に対する監視・評価活動の試行を開始した。（添付資料（1）第1－3図）

サイトバンカ問題を踏まえ、「類似事案の未然防止を図るためには、これまで原子力強化プロジェクトが取り組んできた原子力安全文化の育成および維持活動（有識者会議の運営等）を、プロジェクト組織ではなく恒常組織である電源事業本部のもとで日常の活動としてPDCAを回しながら取り組んでいく必要がある。」と判断し、その活動の一元化と監視・評価の強化を保安規定に規定することとした。

(5) 特定重大事故等対処施設の審査に関する非公開ガイドの誤廃棄事案への対応

原子力部門と協力会社を含む原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うための組織である監視評価グループを設置する直前の2021年6月21日に、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）との間で締結した「特定重大事故等対処施設に関する秘密保持契約書（以下「秘密保持契約」という。）」に基づき、当社が規制庁から受領した「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等（以下「特重非公開ガイド」という。）」6部のうち、島根原子力発電所で保管していた1部を2015年4月23日に誤ってシュレッダー廃棄していたことを規制庁に報告した。特重非公開ガイドを誤廃棄した要因は、その文書管理が適切でなかったものと特定し、対策として特重非公開ガイドの管理手順書を見直してより厳格な管理をすることとした。これらの発生原因と再発防止対策については、2021年9月1日開催の令和3年度第28回原子力規制委員会で報告されるとともに、規制庁と当社で締結した秘密保持契約に基づく情報管理計画書に誤廃棄その他のインシデント発生時の対応を含め、必要な措置が講じられることが確認され、2022年2月21日に情報管理計画書が承認された。

一方、直接原因分析を進める中で、「特重非公開ガイドの誤廃棄が判明した際、本社

原子力部門は、なぜ速やかに規制庁へ報告しなかったのか。」という観点での分析も実施した。その結果、「発電所から特重非公開ガイドの誤廃棄の報告を受けた本社原子力部門は、秘密保持契約の解釈として、誤廃棄の事実を記録として管理すれば、後で報告することでよいものと判断した。」ことが報告遅れの直接的な要因であり、その背後要因は「本社原子力部門では、現場のように不適合の可能性がある事案発生の機会が少なく、ルール範囲内で対応すればよいという意識があった。」と特定した。この対策を検討する中で、サイト banca 問題の対策として設置した監視評価グループの監視・評価活動には、原子力安全文化の劣化兆候を監視することも含まれており、その活動は本社原子力部門へも向けられるため、このグループによる活動が類似事案の未然防止として機能するものと評価した。

3. 原子力安全文化の育成および維持活動の見直し

前述 2. に示す経緯（監視・評価活動の試行状況を含む。）を踏まえ、電源事業本部の組織を改正し、原子力安全文化の育成および維持活動体制を電源事業本部に一元化し、さらにその監視・評価機能を強化することで、原子力部門の原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況を監視し、その改善を促すことができるようにする。

（添付資料（1）第 1－4 図および第 1－3 表）

（1） 原子力安全文化の育成および維持活動体制の一元化

原子力安全文化の育成および維持に係る監理を主業務としていることを明確にするため、組織名称を電源事業本部（原子力品質保証）から電源事業本部（原子力安全監理）に変更し、また、恒常組織である電源事業本部のもとで、日常の活動として P D C A を回しながら取り組んでいくため、原子力強化プロジェクトが実施している原子力安全文化の育成および維持活動（有識者会議の運営等）を電源事業本部（原子力安全監理）に移管、原子力安全文化の育成および維持に関する業務を一元化する。なお、原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直しに伴い、原子力強化プロジェクトは廃止する。

（2） 電源事業本部の監視・評価機能の強化

原子力安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うグループ（監視評価グループ）を電源事業本部（原子力安全監理）に設置し、その監視・評価の対象を原子力部門全体および協力会社として機能を強化するとともに、保安の組織として保安規定に規定する。この監視評価グループは、「現場・現物・現実」の三現主義で業務遂行するため現場観察を重視し、監視活動範囲が広い島根原子力発電所に在勤しながら、原子力部門全体への監視を行うものとする。

4. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）施行に伴う変更

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号，2020年4月1日施行）（以下「品質管理基準規則」という。）の施行に伴い，原子力安全文化に関する状態の独立評価を内部監査部門が所掌業務範囲に直接関与しない独立した立場で実施することを，保安規定において明確にする。

5. 保安規定の変更内容

(1) 第2条の3（安全文化の育成および維持）

a. 当社のこれまでの原子力安全文化の育成および維持活動の経緯を踏まえ，事業者としてのコミットメントを明確にするため，保安規定第2条の3に原子力安全文化の育成および維持活動に関する事項を規定（継続）し，その体制を変更する。

(a) 電源事業本部長が，有識者会議との対応を含む安全文化の育成および維持活動を統括する。

(b) 原子力強化プロジェクト長の活動としていた「健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務およびその有効性評価」は，保安に関する組織の日常業務として定着していることから，削除する。

b. 品質管理基準規則の施行に伴い，内部監査部門における健全な安全文化を育成し，および維持する活動を，電源事業本部の活動から独立した記載とする。

(2) 第4条（保安に関する組織）

a. 安全文化の育成および維持体制を見直し，「電源事業本部（原子力品質保証）」を「電源事業本部（原子力安全監理）」に名称変更する。

b. 電源事業本部（原子力安全監理）マネージャー（監視評価）を，保安に関する組織に追加する。

(3) 第5条（保安に関する職務）

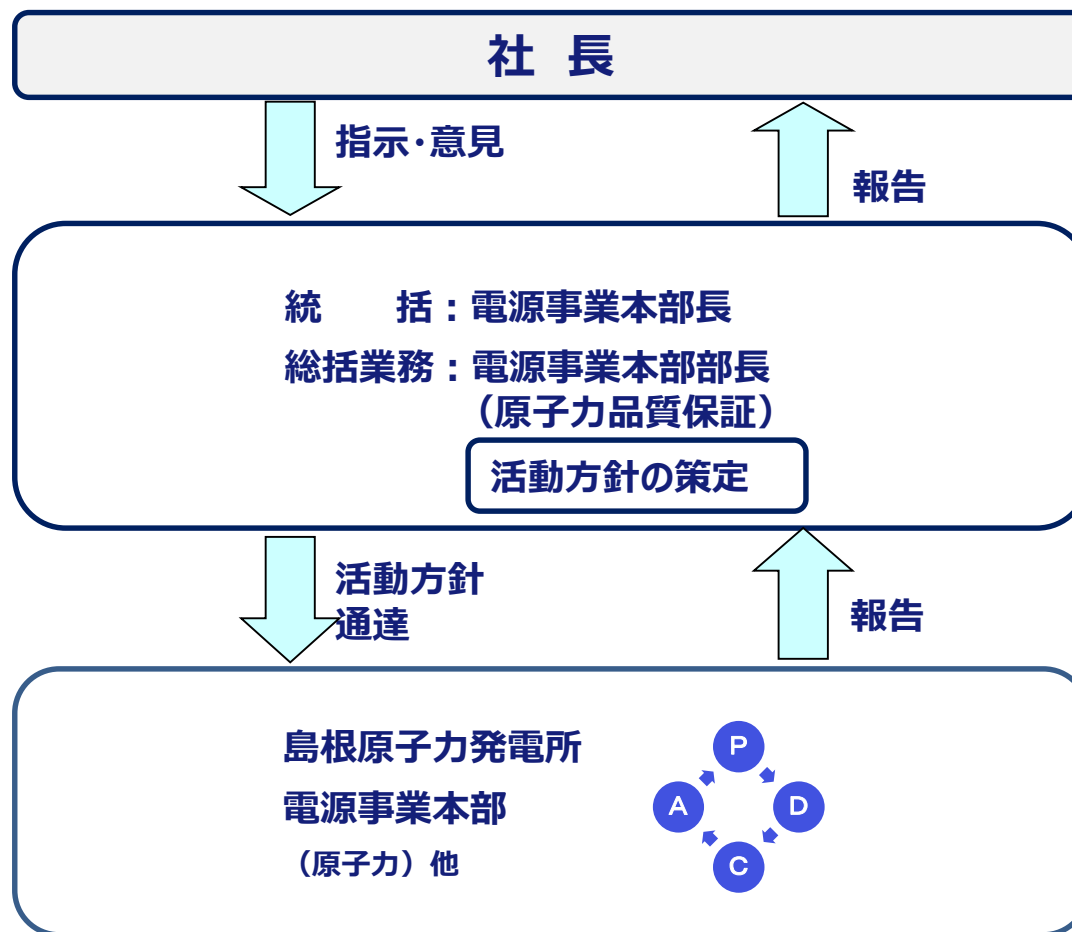
a. 電源事業本部部長（原子力安全監理）が安全文化の育成および維持活動の総括業務を行うこと，およびマネージャー（監視評価）が安全文化の育成および維持活動の取り組み状況の監視・評価を行うことを，その職務として定める。

- (a) 同条第1項(5)に電源事業本部部长(原子力安全監理)は、品質保証活動(独立監査業務を除く。)の総括に関する業務を行うこと、また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動(内部監査部門の活動を除く。)の総括に関する業務を行うことを規定する。
 - (b) 同条第1項(12)に、マネージャー(監視評価)は、健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況(内部監査部門の活動を除く。)の監視評価に関する業務を行うことを規定する。
 - (c) 同条第3項(1)[緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告]および同条第3項(2)[指示・指導、品質保証活動]に、マネージャー(監視評価)を追加する。
- b. 品質管理基準規則の施行に伴い、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持する活動を、電源事業本部部长から独立した記載とする。

6. 添付資料

- (1) 原子力安全文化の育成および維持活動の変遷
- (2) 保安規定の変更命令について(経済産業省平成22・06・14原第2号)

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（1/10）

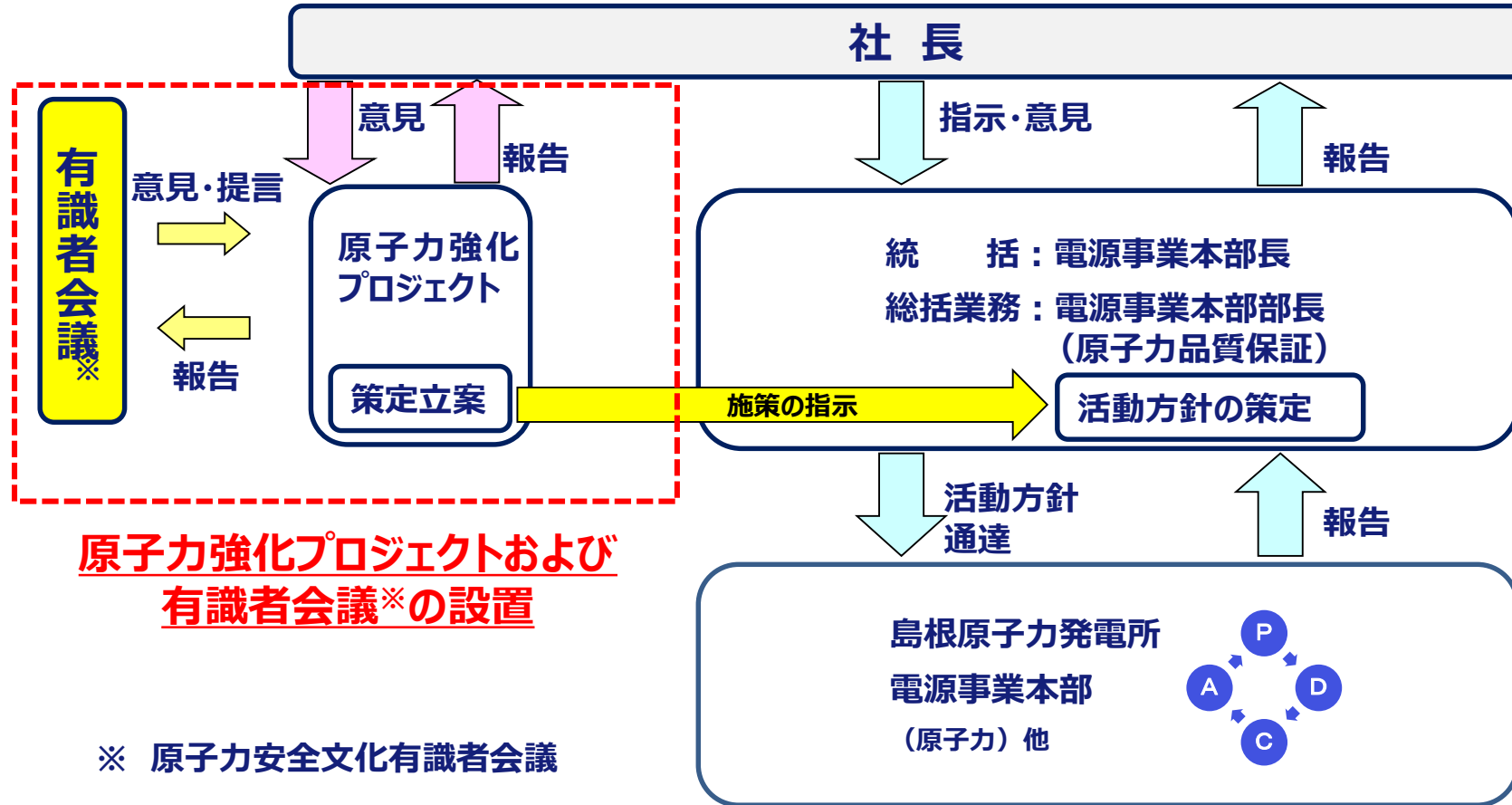


第1-1図 原子力安全文化醸成活動体制の構築（2007年12月14日保安規定施行）

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（2/10）

第1-1表 保安規定の記載（2007年12月14日施行）

変更前	変更後
	<p><u>（安全文化の醸成）</u> <u>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</u> <u>（1）社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</u> <u>（2）電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成のための活動を統括する。</u> <u>（3）第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u> <u>（4）電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>
<p>（保安に関する職務） 第5条 社長は発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。<u>また</u>、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。</p>	<p>（保安に関する職務） 第5条 社長は、<u>発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</u> <u>また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</u></p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。<u>また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</u></p>



第1-2図 島根原子力発電所保守管理不備問題への取組み（2010年9月7日保安規定施行）

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（4/10）

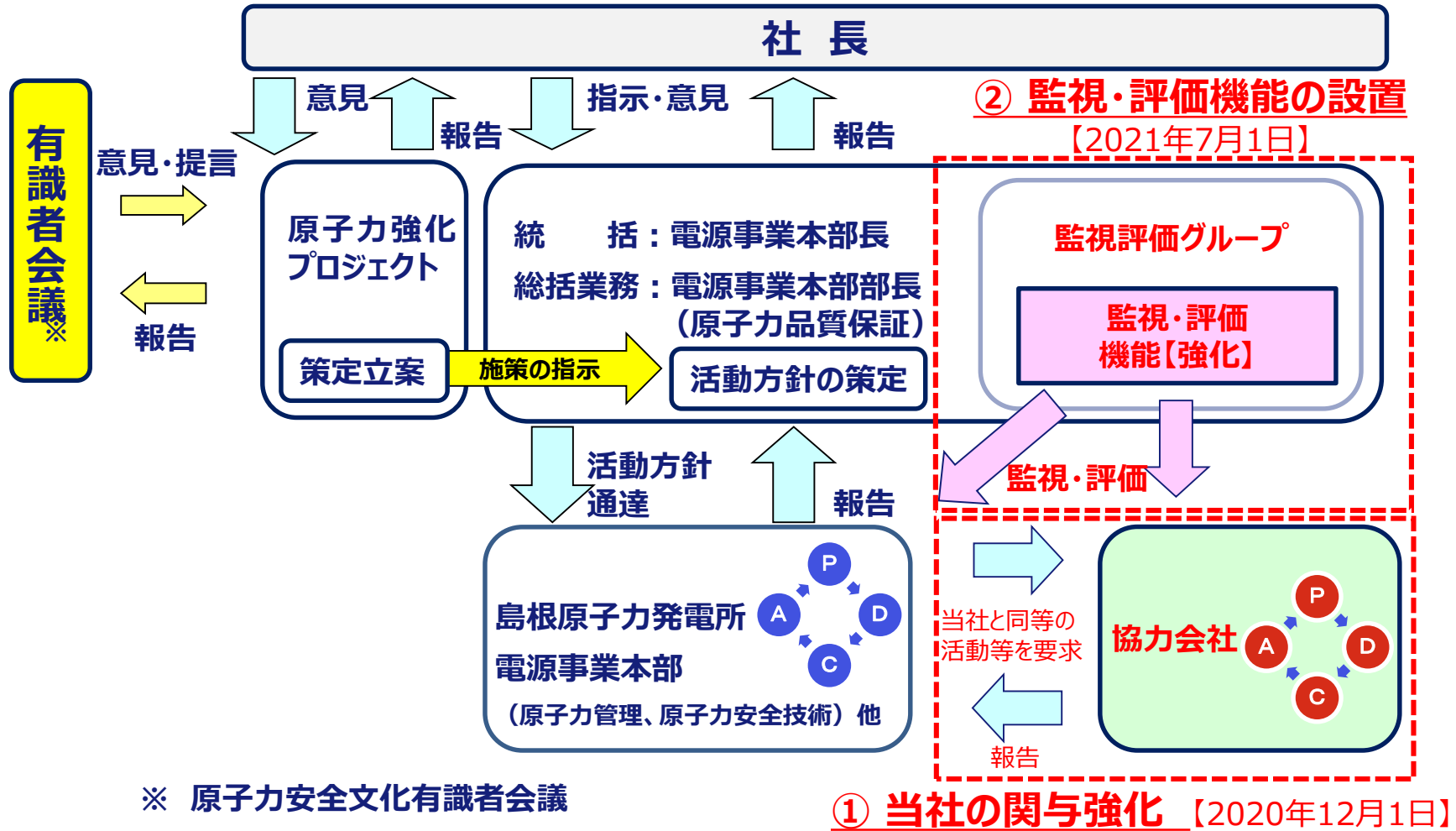
第1-2表 保安規定の記載（2010年9月7日施行）（1/2）

変更前	変更後
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p><u>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成のための活動を統括する。</u></p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p><u>(2) 社長は、第三者の視点から安全文化醸成活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。また、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</u></p> <p><u>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成要則」を定め、安全文化醸成を推進するための活動を統括する。</u></p> <p><u>(4) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から安全文化醸成活動に対する提言を受ける。</u></p> <p><u>(5) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）第3項から第10項に定める職位）へ安全文化醸成活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</u></p> <p><u>(6) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</u></p>

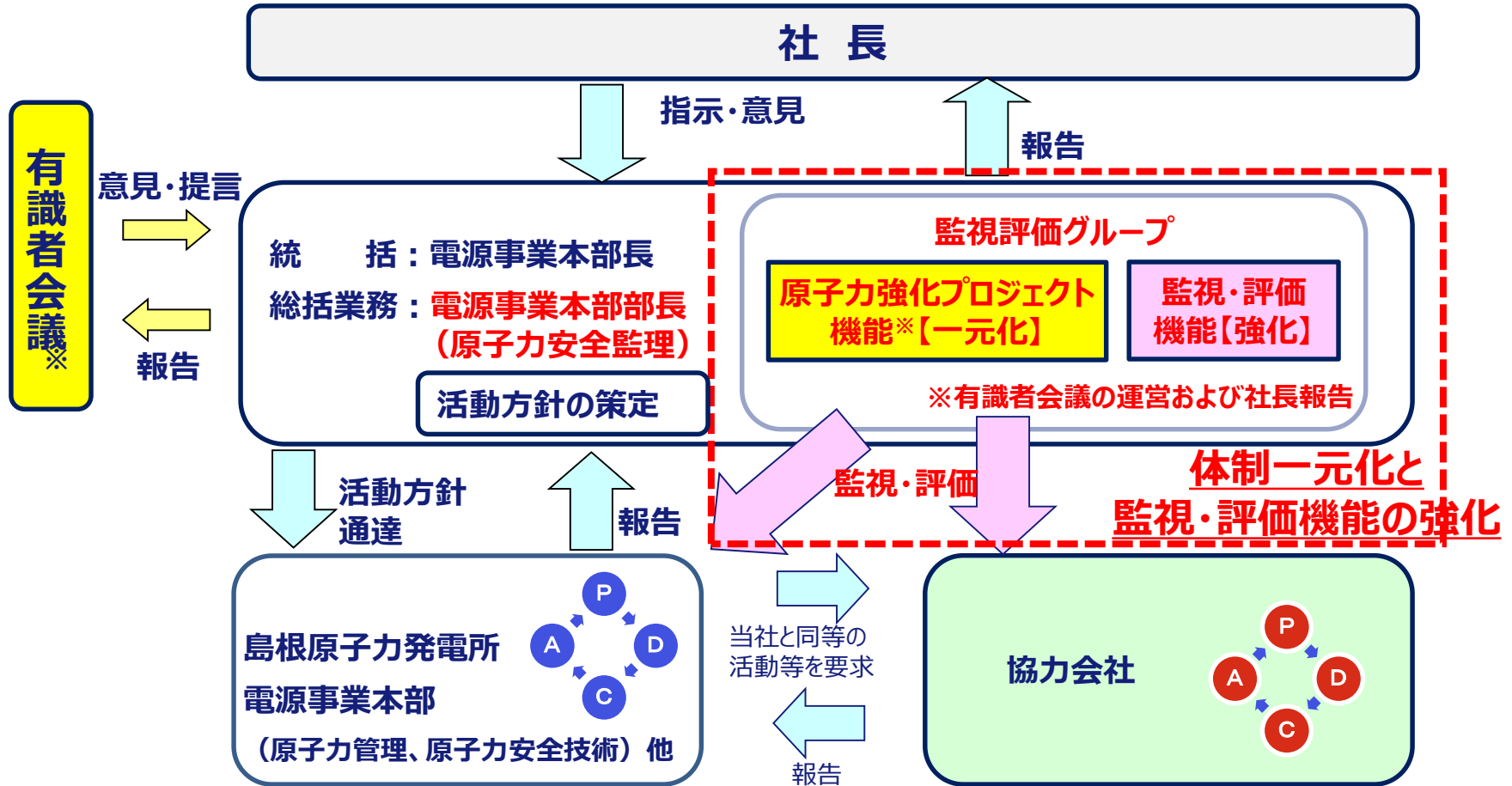
原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（5/10）

第1－2表 保安規定の記載（2010年9月7日施行）（2/2）

変更前	変更後
<p><u>(3)</u> 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(4)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p><u>(7)</u> 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成要則」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(8)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、<u>(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め</u>活動計画へ反映する。</p>



第1-3図 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施事案への対応（2020年12月1日，2021年7月1日）



※ 原子力安全文化有識者会議

第1-4図 今回の保安規定補正

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（8/10）

第1－3表 保安規定の記載（今回の保安規定補正）（1/3）

変更前	変更後
<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し，および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は，健全な安全文化を育成し，および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し，および維持する活動が行われる体制を確実にする。また，必要な場合は，コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は，第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため，社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。<u>また，健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌，職位および職務権限を「組織規程」に定める。</u></p> <p>（3）電源事業本部長は，「<u>原子力安全文化醸成基本要領</u>」を定め，健全な安全文化の育成および維持を推進する<u>ための</u>活動を統括する。</p> <p><u>（4）原子力強化プロジェクト長は，健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。</u>また，「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め，有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p><u>（5）原子力強化プロジェクト長は，健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況</u>を適宜有識者会議に報告し，提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し，社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）<u>第3項から第11項</u>に定める職位）へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに<u>電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</u></p>	<p>（安全文化の育成および維持）</p> <p>第2条の3 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり，原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し，および維持する活動を行う。</p> <p>（1）社長は，健全な安全文化を育成し，および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し，および維持する活動が行われる体制を確実にする。また，必要な場合は，コミットメントの内容を見直す。</p> <p>（2）社長は，第三者の視点から健全な安全文化を育成し，および維持する活動に対する提言を受けるため，社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。</p> <p>（3）電源事業本部長は，「<u>原子力安全文化育成・維持基本要領</u>」を定め，健全な安全文化を育成し，および維持する活動（<u>内部監査部門の活動を除く。</u>）を統括する。また，「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め，有識者会議から健全な安全文化を育成し，および維持する活動（<u>内部監査部門の活動を除く。</u>）に対する提言を受ける。</p> <p><u>（4）電源事業本部長は，健全な安全文化を育成し，および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の実施状況</u>を適宜有識者会議に報告し，提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し，社長の意見を踏まえて部所長（第5条（保安に関する職務）<u>第1項（4）から（10）および第2項（1）</u>に定める職位）へ健全な安全文化を育成し，および維持する活動に反映することを指示する。</p>

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷（9/10）

第1－3表 保安規定の記載（今回の保安規定補正）（2/3）

変更前	変更後
<p><u>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</u></p> <p><u>(7) 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を含め活動計画へ反映する。</u></p>	<p><u>(5) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化育成・維持基本要領」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p> <p><u>(7) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、内部監査部門における健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</u></p> <p><u>(8) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき健全な安全文化を育成し、および維持するための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(9) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>

原子力安全文化の育成および維持活動の変遷 (10/10)

第1-3表 保安規定の記載 (今回の保安規定補正) (3/3)

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p><u>2.</u> 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p><u>3.</u> 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>5.</u> 電源事業本部部長（<u>原子力品質保証</u>）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>(中略)</p> <p><u>(2)</u> 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織（<u>内部監査部門を除く。</u>）における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p><u>(3)</u> 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）<u>および第2条の3（安全文化の育成および維持）</u>に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動<u>ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動</u>を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5)</u> 電源事業本部部長（<u>原子力安全監理</u>）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。<u>また、健全な安全文化を育成し、および維持する活動（内部監査部門の活動を除く。）の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(12)</u> マネージャー（<u>監視評価</u>）は、<u>健全な安全文化を育成し、および維持する活動に係る取り組み状況（内部監査部門の活動を除く。）の監視評価に関する業務を行う。</u></p>

保安規定の変更命令について（経済産業省平成 22・06・14 原第 2 号）

経済産業省

平成22・06・14原第2号
平成22年6月15日

中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆 殿

経済産業大臣 直嶋 正行

保安規定の変更命令について

上記の件について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第3項に基づき、下記のとおり命令する。命令の理由は、別紙のとおり。

記

平成22年3月30日付け平成22・03・30原第1号をもって指示した「島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収について」に基づき、平成22年6月3日付けコリ第3号をもって貴社から提出のあった「島根原子力発電所の保守管理並びに定期事業者検査に係る調査報告（最終）」に記載されている再発防止対策（以下「再発防止対策」という。）を確実に実施しうる保守管理体制及び品質保証体制とするため、次の1. から6. までにあるとおり、保安規定を変更すること。

1. 保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化

保全計画の策定、保全の実施、点検・補修等の結果の確認・評価、点検・補修等の不適合管理・是正処置及び予防処置、保全及び保守管理の有効性評価等の保守管理業務（以下「保守管理業務」という。）における各実施担当部署の役割及び責任を明確にするよう保安規定を変更すること。

2. 保守管理業務に係る手順の文書化及びその位置づけの明確化

保守管理業務における各手順であって再発防止対策に係るものについては、その手順の内容を明確にし、保安規定に定める品質マネジメントシステム文書体系として位置づけるよう保安規定を変更すること。

3. 保全計画の継続的な見直し

点検・補修等の結果の確認・評価並びに点検・補修等の不適合管理・是正処置及び予防処置に基づいて点検計画表を含む保全計画の見直しが継続的に行われるよう保安規定を変更すること。

4. 業務運営の仕組みの強化

原子力の重要課題を統括し業務運営の改善を図る計画を検討する組織の設置など、業務運営の仕組みを強化するよう保安規定を変更すること。

5. 不適合管理に係る組織の役割及び責任の明確化並びに不適合情報の収集・処理の強化

不適合管理を実施する組織の役割及び責任を明確にするとともに、不適合管理の対象となる不適合情報の収集及び処理の手順であって再発防止対策に係るものを明確にするよう保安規定を変更すること。

6. 安全文化を醸成する活動の取組の強化

安全文化の醸成活動について、再発防止対策の確実な実施や安全文化醸成活動を推進する組織（外部評価組織を含む。）の役割及び責任を明確にするよう保安規定を変更すること。

(別紙)

命 令 の 理 由

島根原子力発電所第1号機及び第2号機において保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施が判明した。

これを受けた再発防止対策等を踏まえ、保守管理体制及び品質保証体制を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため。